

奈良工業高等専門学校情報セキュリティ利用者規程

平成24年 4月 1日制定
令和3年 1月14日改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 情報システムの利用（第7条—第13条）
- 第3章 情報の取扱い（第14条）
- 第4章 教育（第15条—第16条）
- 第5章 情報セキュリティインシデント対応（第17条）
- 第6章 違反報告（第18条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティの維持向上のために利用する者が遵守すべき事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、この規程で定めるものを除き、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則（機構規則第98号）、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシーに係る情報格付規則（規則第99号）。以下「格付規則」という。）及び本校情報セキュリティ管理規程の定めるところによる。

（適用範囲）

第3条 この規程は本校情報セキュリティ教職員規程の定めるところを除く本校のネットワークに接続可能な全ての機器（以下、情報システムと呼ぶ）を利用する者を対象とする。

（一般的遵守事項）

第4条 利用者は、情報セキュリティ関連法令、機構の情報セキュリティポリシー及び

実施規則、並びに本校の実施規程及び実施手順を遵守しなければならない。

2 利用者は、立入り権限のない安全区域へ立入らないこと。

(一般的禁止事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 差別、名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害、ハラスメントにあたる情報の発信
- 二 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- 三 守秘義務に違反する情報の発信
- 四 著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する情報の発信
- 五 公序良俗に反する情報の発信
- 六 本校の社会的信用を失墜させるような情報の発信
- 七 ネットワークを通じて行う通信の傍受等、通信の秘密を侵害する行為
- 八 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に定められたアクセス制御を免れる行為、又はこれに類する行為
- 九 過度な負荷等により円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- 十 その他法令に基づく処罰の対象となり、又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- 十一 上記の行為を助長する行為

(本校の情報システムの利用に係わる禁止事項)

第6条 利用者は、本校の情報システムについて、予め情報セキュリティ推進員、又は情報セキュリティ推進員から管理を委託されている者が認めた場合を除き、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利用を許可された以外の目的で利用すること、及び利用資格のない者に利用させること。
 - 二 新たにコンピュータシステムを本校内に設置すること及び本校のネットワークに接続すること。
 - 三 本校の情報システムを利用して情報公開を行うこと。
 - 四 ネットワーク上の通信を監視すること。
 - 五 管理権限のないシステムのセキュリティ上の脆弱性を調査すること。
- 2 ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2P ソフトウェアについては、教育・研究目的以外にこれを利用してはならない。なお、当該ソフトウェアを教育・研究目的に利用する場合は情報セキュリティ推進責任者の許可を得なければならない。

第2章 情報システムの利用

(ユーザーIDの管理)

- 第7条 アカウントを管理・運営する部署から本校の情報システムに係わるユーザーIDの発給を受けた利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 自分に付与されたユーザーID以外のユーザーIDを用いて、本校の情報システムを利用しないこと。
 - 二 自分に付与されたユーザーIDを他者が情報システムを利用する目的のために付与及び貸与しないこと。
 - 三 自分に付与されたユーザーIDを、他者に知られるような状態で放置しないこと。
 - 四 ユーザーIDを利用する必要がなくなった場合は、アカウントを管理・運営する部署に届け出ること。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめアカウント管理を行う者が定めている場合はこの限りでない。
- 2 本校の情報システムに係るアカウントが停止されたときは、情報セキュリティ副責任者に停止からの復帰を申請することができる。

(パスワードの管理)

- 第8条 利用者は、本校の管理区域・安全区域への入退場又は本校の情報システムの利用認証に係わるパスワードについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 他者に知られないようにすること。
 - 二 他者に教えないこと。
 - 三 容易に推測されないものにすること。
 - 四 パスワードを定期的に変更するように定められている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。
- 2 前項に対して違反が確認された場合、情報セキュリティ責任者はアカウントを管理・運営する部署に対して当該アカウントの停止を命じることができる。

(情報システムの取扱と注意事項)

- 第9条 利用者が情報システムを利用する場合は、「PC取扱ガイドライン」に従って取り扱い、当該PC及び扱う情報を適切に保護しなければならない。

- 第10条 利用者は、利用する情報システムについて、情報セキュリティの維持を心がけるとともに、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。
- 一 マルウェア対策ソフトウェアを導入し、マルウェア感染を予防できるよう努めること。
 - 二 インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合

は、速やかに当該ソフトウェアのアップデートを実施するか、代替措置を講じること。

第11条 利用者が前条に係る以外の情報システムを利用する場合は、情報セキュリティ推進員の許可を得て、その指示に従って必要な措置を講じなければならない。

(電子メールの利用)

第12条 利用者が電子メールを利用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。
- 二 利用を許可された以外での通信を行わないこと。
- 三 電子メール使用上のマナーに反する行為を行わないこと。

(ウェブの利用)

第13条 利用者がウェブブラウザを利用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。
- 二 利用を許可された目的以外でのウェブの閲覧を行わないこと。

第3章 情報の取扱い

(情報の取扱い)

第14条 利用者は、許可された以外の目的で、情報を利用してはならない。

- 2 利用者は、許可された以外の目的で、情報を保存、複製、及び消去してはならない。
- 3 利用者は、許可された以外の目的で、情報を移送、公表、及び提供してはならない。

第4章 教育

(情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第15条 本校の学生は、入学時に本校情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

第16条 学外者は本校情報システムの利用を開始する前に本校情報システムの利用

に関する注意事項を受講しなければならない。

第5章 情報セキュリティインシデント対応

(情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置)

第17条 利用者が情報セキュリティインシデント(以下「インシデント」という。)を発見したときは、教職員に連絡すること。

第6章 違反報告

(セキュリティ確保に関する義務)

第18条 利用者が、情報セキュリティ関連法令、機構の情報セキュリティポリシー又は実施規則、若しくは本校の情報セキュリティ実施規程又は実施手順への重大な違反を知った場合は、情報セキュリティ推進責任者にその旨を報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月14日から施行する。